

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の修正について

令和 5 年 4 月 2 8 日
厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年3月15日（木）から令和5年4月13日（木）まで御意見を募集したところですが、本案に対し下記のとおり文言の修正を行いましたので、公表いたします。

1. 修正内容

修正箇所	修正内容	
	修正前	修正後
1. 改正の概要	<p>また、法第 11 条第 1 項において、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針（以下「特定感染症予防指針」という。）を作成し、公表することとされている。</p>	<p>削除</p>
	<p>—</p>	<p><u>また、施行規則第 7 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号の指定届出機関は、インフルエンザの患者を診断した場合等には、法第 14 条第 2 項に規定する事項に加え、診断した患者に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の</u></p>

		<p><u>有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項を届け出ることとなっている。</u></p>
	<p>今般、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）について、オミクロン株と病原性が大きく異なるような変異株の出現など特段の事情が生じない限り（※）、その位置付けを新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更するとともに、<u>特定感染症予防指針を定める感染症に追加する。</u></p> <p>また、インフルエンザと同様、診療科名に内科・小児科を含む指定届出機関による届出対象疾病とするとともに、施行規則第7条第1項第1号の指定届出機関において診断した場合には、同条第2項に規定する事項（脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項を除く。）を届け出ることとする。</p>	<p>今般、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）について、オミクロン株と病原性が大きく異なるような変異株の出現など特段の事情が生じない限り（※）、その位置付けを新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更し、インフルエンザと同様、診療科名に内科・小児科を含む指定届出機関による届出対象疾病とする。</p> <p><u>また、施行規則第7条第1項第1号の指定届出機関に係るインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の患者について、当該患者が入院を要しないと認められる場合であっても、都道府県知事が法第14条第2項の届出を要すると認める場合は、当該届出を行うこととする。また、当該指定届出機関に係るインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症により死亡した者について、当該死亡した者の死体を検案した場合には、都道府県知事が当該届出を要すると認める場合を除き、当該届出を不要とする。</u></p>

		<p>さらに、施行規則第7条第1項第1号の指定届出機関において新型コロナウイルス感染症の患者（<u>入院を要すると認められる者に限る。</u>）を診断した場合には、同条第2項に規定する事項（脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項を除く。）を届け出ることとする。</p>
<p>2. 改正の概要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けを見直し、5類感染症に位置付けるとともに、<u>特定感染症予防指針を定める感染症に追加する。</u></p> <p>インフルエンザと同様、診療科名に内科・小児科を含む指定届出機関による届出対象疾病に追加するとともに、施行規則第7条第1項第1号の指定届出機関において診断した場合には、同条第2項に規定する事項（脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項を除く。）を届け出ることとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けを見直し、5類感染症に位置付け、インフルエンザと同様、診療科名に内科・小児科を含む指定届出機関による届出対象疾病に追加する。</p> <p><u>施行規則第7条第1項第1号の指定届出機関に係るインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の患者について、当該患者が入院を要しないと認められる場合であっても、都道府県知事が法第14条第2項の届出を要すると認める場合は、当該届出を行うこととする。また、当該指定届出機関に係るインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症により死亡した者について、当該死亡した者の死体を検案した場合には、都道府県知事が当該届出を要すると認める場合を除き、当該届出を不要とする。</u></p> <p>当該指定届出機関において新型コロナウイルス感染症の患者（<u>入院を要すると認められ</u></p>

		る者に限る。)を診断した場合には、同条第2項に規定する事項(脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項を除く。)を届け出ることとする。
3. 根拠条項	法第6条第6項第9号、第11条第1項並びに第14条第1項及び第2項	法第6条第6項第9号、 <u>第12条第1項並びに第14条第1項及び第2項並びに同法第26条第2項において読み替えて準用する同法第19条第1項並びに同法第44条の3第2項及び第44条の3の3</u>

2. 修正理由

- ・新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。))に係る特定感染症予防指針の策定については、厚生科学審議会感染症部会の確認を経て、5類感染症への移行後も引き続き検討していくこととなったため。
- ・今般の改正に当たって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第7条第1項の規定の趣旨を改めて精査した結果、同項第1号の指定届出機関に係るインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の患者について、当該患者が入院を要しないと認められる場合であっても、都道府県知事が法第14条第2項の届出を要すると認める場合は、当該届出を行うこととし、当該指定届出機関に係るインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症により死亡した者について、当該死亡した者の死体を検案した場合には、都道府県知事が当該届出を要すると認める場合を除き、当該届出を不要とすることが適当であるため。
- ・その他、表現の適正化のため。